

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 企業間の連携（オープンイノベーション、より良くより持続可能な未来の実現に向けて国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の達成への共同コミットメント）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、SAP Ariba等での自動電子取引の推進）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金の支払いは、下請中小企業振興法その他法律に則り、また同法で合理的に認められる支払サイト内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。ユーティリティ向けサービス及び環境サービスの提供という当社事業の性格から、当社は顧客に対するサービスを継続するための事業継続計画(BCP)を制定しています。災害時等においては、下請事業者が商品やサービスの提供を継続できるように、下請事業者と綿密に連携し、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022年12月19日

ヴェオリア・ジャパン株式会社 代表取締役社長 ギヨーム・ドルダン